

写

府公第 106 号 - 1

平成 23 年 8 月 25 日

公文書管理委員会

委員長 御厨 貴 殿

内閣総理大臣 菅 直人 印

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 29 条第 2 号の規定に基づき、別紙防衛省行政文書管理規則の一部を改正する訓令案について、貴委員会の意見を求めます。

( 案 )

防衛省訓令第 号

公文書等の管理に関する法律（平成 2 1 年法律第 6 6 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、防衛省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 3 年 月 日

防衛大臣 北澤 俊美

防衛省行政文書管理規則の一部を改正する訓令

防衛省行政文書管理規則（平成 2 3 年防衛省訓令第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項の表防衛研究所の項中「防衛研究所総務課長」を「防衛研究所企画部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 3 年 9 月 1 日から施行する。

改 正 案	現 行																																																								
<p>第6条 機関等ごとに、機関等副主任文書管理者1名を置く。</p> <p>2 機関等副主任文書管理者は、次の表の右欄に掲げる者とする。</p>	<p>第6条 機関等ごとに、機関等副主任文書管理者1名を置く。</p> <p>2 機関等副主任文書管理者は、次の表の右欄に掲げる者とする。</p>																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関等</th> <th style="text-align: center;">機関等副主任文書管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防衛大学校</td> <td>防衛大学校総務部長</td> </tr> <tr> <td>防衛医科大学校</td> <td>防衛医科大学校事務局総務部長</td> </tr> <tr> <td>防衛研究所</td> <td><u>防衛研究所企画部長</u></td> </tr> <tr> <td>統合幕僚監部</td> <td>統合幕僚監部総務部長</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td>陸上幕僚監部監理部長</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> <td>海上幕僚監部総務部長</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊</td> <td>航空幕僚監部総務部長</td> </tr> <tr> <td>情報本部</td> <td>情報本部総務部長</td> </tr> <tr> <td>技術研究本部</td> <td>技術研究本部総務部長</td> </tr> <tr> <td>装備施設本部</td> <td>装備施設本部長の指定する副本部長</td> </tr> <tr> <td>防衛監察本部</td> <td>防衛監察本部副監察監</td> </tr> <tr> <td>地方防衛局</td> <td>地方防衛局総務部長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考：特別の部隊については、その編成に際し定めるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	機関等	機関等副主任文書管理者	防衛大学校	防衛大学校総務部長	防衛医科大学校	防衛医科大学校事務局総務部長	防衛研究所	<u>防衛研究所企画部長</u>	統合幕僚監部	統合幕僚監部総務部長	陸上自衛隊	陸上幕僚監部監理部長	海上自衛隊	海上幕僚監部総務部長	航空自衛隊	航空幕僚監部総務部長	情報本部	情報本部総務部長	技術研究本部	技術研究本部総務部長	装備施設本部	装備施設本部長の指定する副本部長	防衛監察本部	防衛監察本部副監察監	地方防衛局	地方防衛局総務部長	備考：特別の部隊については、その編成に際し定めるものとする。		<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 等</th> <th style="text-align: center;">機関等副主任文書管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防衛大学校</td> <td>防衛大学校総務部長</td> </tr> <tr> <td>防衛医科大学校</td> <td>防衛医科大学校事務局総務部長</td> </tr> <tr> <td>防衛研究所</td> <td><u>防衛研究所総務課長</u></td> </tr> <tr> <td>統合幕僚監部</td> <td>統合幕僚監部総務部長</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td>陸上幕僚監部監理部長</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> <td>海上幕僚監部総務部長</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊</td> <td>航空幕僚監部総務部長</td> </tr> <tr> <td>情報本部</td> <td>情報本部総務部長</td> </tr> <tr> <td>技術研究本部</td> <td>技術研究本部総務部長</td> </tr> <tr> <td>装備施設本部</td> <td>装備施設本部長の指定する副本部長</td> </tr> <tr> <td>防衛監察本部</td> <td>防衛監察本部副監察監</td> </tr> <tr> <td>地方防衛局</td> <td>地方防衛局総務部長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考：特別の部隊については、その編成に際し定めるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 等	機関等副主任文書管理者	防衛大学校	防衛大学校総務部長	防衛医科大学校	防衛医科大学校事務局総務部長	防衛研究所	<u>防衛研究所総務課長</u>	統合幕僚監部	統合幕僚監部総務部長	陸上自衛隊	陸上幕僚監部監理部長	海上自衛隊	海上幕僚監部総務部長	航空自衛隊	航空幕僚監部総務部長	情報本部	情報本部総務部長	技術研究本部	技術研究本部総務部長	装備施設本部	装備施設本部長の指定する副本部長	防衛監察本部	防衛監察本部副監察監	地方防衛局	地方防衛局総務部長	備考：特別の部隊については、その編成に際し定めるものとする。	
機関等	機関等副主任文書管理者																																																								
防衛大学校	防衛大学校総務部長																																																								
防衛医科大学校	防衛医科大学校事務局総務部長																																																								
防衛研究所	<u>防衛研究所企画部長</u>																																																								
統合幕僚監部	統合幕僚監部総務部長																																																								
陸上自衛隊	陸上幕僚監部監理部長																																																								
海上自衛隊	海上幕僚監部総務部長																																																								
航空自衛隊	航空幕僚監部総務部長																																																								
情報本部	情報本部総務部長																																																								
技術研究本部	技術研究本部総務部長																																																								
装備施設本部	装備施設本部長の指定する副本部長																																																								
防衛監察本部	防衛監察本部副監察監																																																								
地方防衛局	地方防衛局総務部長																																																								
備考：特別の部隊については、その編成に際し定めるものとする。																																																									
機 関 等	機関等副主任文書管理者																																																								
防衛大学校	防衛大学校総務部長																																																								
防衛医科大学校	防衛医科大学校事務局総務部長																																																								
防衛研究所	<u>防衛研究所総務課長</u>																																																								
統合幕僚監部	統合幕僚監部総務部長																																																								
陸上自衛隊	陸上幕僚監部監理部長																																																								
海上自衛隊	海上幕僚監部総務部長																																																								
航空自衛隊	航空幕僚監部総務部長																																																								
情報本部	情報本部総務部長																																																								
技術研究本部	技術研究本部総務部長																																																								
装備施設本部	装備施設本部長の指定する副本部長																																																								
防衛監察本部	防衛監察本部副監察監																																																								
地方防衛局	地方防衛局総務部長																																																								
備考：特別の部隊については、その編成に際し定めるものとする。																																																									

平成23年8月  
防衛省大臣官房文書課

## 防衛省行政文書管理規則の一部改正の概要について

### 1 改正の趣旨

防衛研究所における調査研究体制の充実を図り、防衛政策立案のためのニーズに適時適切に対応するため組織改編を行うものであり、国際交流機能の拡充、企画調整機能の整理一元化を図るため、企画室及び総務課を廃止するとともに、企画部を新設し、同部に総務課及び企画調整課を新設することから、防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）について所要の改正を行うものである。

### 2 改正の概要

企画室及び総務課の廃止並びに企画部（総務課及び企画調整課）の新設に伴い、防衛研究所に係る機関等副主任文書管理者を、「防衛研究所総務課長」から「防衛研究所企画部長」に改める。

### 3 施行期日

防衛研究所の組織改編の日（平成23年9月1日）